

栃木市議会議員の請負の状況の公表に関する条例施行規程

(趣旨)

第1条 この告示は、栃木市議会議員の請負の状況の公表に関する条例（令和5年栃木市条例第33号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(報告等)

第2条 条例第2条第1項の規定による報告は、請負状況等報告書（別記様式第1号）により行わなければならない。

2 条例第2条第2項の規定による訂正は、訂正届（別記様式第2号）により行わなければならない。

(報告の一覧の訂正)

第3条 議長は、条例第3条の規定による一覧の公表後に、当該一覧を訂正するときは、削った部分を読むことができるように字体を残さなければならない。

(報告等に係る書類の閲覧)

第4条 条例第4条第2項の規定による閲覧（以下この条において「閲覧」という。）は、当該報告をすべき期限の翌日から起算して30日を経過する日の翌日から、議長が指定する場所において、栃木市の休日を定める条例（平成22年栃木市条例第2号）第1条第1項に規定する市の休日を除く日の午前9時から午後5時までの間にすることができる。

2 閲覧に係る報告及び訂正に係る書類は、前項に規定する場所以外に持ち出すことができない。

3 閲覧に係る報告及び訂正に係る書類は、丁重に取り扱い、破損、汚損又

は加筆等の行為をしてはならない。

- 4 議長は、前3項の規定に違反する者に対しては、その閲覧を中止させ、又は閲覧を禁止することができる。

(報告等に係る書類の写しの交付)

第5条 条例第4条第2項の規定による写しの交付の請求は、写しの交付請求書(別記様式第3号)により行わなければならない。この場合において、写しの作成に要する費用は、当該請求をした者の負担とする。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、令和5年4月1日に始まる会計年度における請負から適用する。

別記様式第1号（第2条関係）

請負状況等報告書

年 月 日

（宛先） 栃木市議会議長

栃木市議会議員

栃木市議会議員の請負の状況の公表に関する条例第2条第1項の規定により、次のとおり報告します。

契約締結日	対象とする役務、 物件等	契約金額（円） （単価契約である 場合は、その旨）	前会計年度に受 けた支払の総額 （円）

前会計年度に受けた 支払の総額の合計額	円
------------------------	---

（注） 契約金額及び前会計年度に受けた支払の総額は、消費税及び地方消費税込みの額を記入

別記様式第2号（第2条関係）

訂正届

年 月 日

（宛先） 栃木市議会議長

栃木市議会議員

栃木市議会議員の請負の状況の公表に関する条例第2条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 訂正箇所

2 訂正の理由

別記様式第3号（第5条関係）

写しの交付請求書

年 月 日

（宛先） 栃木市議会議長

（ふりがな）

氏名 _____ 電話番号 _____（ _____ ） _____

住所又は居所

栃木市議会議員の請負の状況の公表に関する条例第4条第2項の規定により、次のとおり写しの交付を請求します。

写しの交付を求める報告又は訂正に係る書類	写しの交付を求める範囲